

千葉県スマート化推進会議設置要綱

(目 的)

- 第1条 県内中小製造業の個々の状況に適した経済的かつ効率的なスマート化手法について検討する「場+機会」を提供することにより、生産性向上や付加価値の創出等を推進し、経営力の向上につなげるため、「千葉県スマート化推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置する。
- 2 推進会議は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき法律又は条例により設置される附属機関の性質を有しない。

(事 業)

- 第2条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1) スマート化技術を活用する意欲のある県内中小製造業の発掘及び中小製造業のニーズ収集
 - (2) 中小製造業の生産性向上や付加価値の創出等に向けたスマート化支援策の検討
 - (3) スマート化へ向けたツールやスマート化機器に関する技術情報等の収集・整理
 - (4) その他、前条に掲げる目的の達成に資する事業

(機 関)

- 第3条 推進会議は、前条の事業を主体的に進めるため、別表1に掲げる機関をもって構成する。
- 2 推進会議に、専門的見地から助言を行うアドバイザーを設置することができる。
- 3 前条の事業を推進するため、スマート化推進に資する機関と連携することができる。

(庶 務)

- 第4条 推進会議の庶務は、千葉県商工労働部産業振興課において行う。

(その他)

- 第5条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成29年6月6日より施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月8日より施行する。

別表 1

構 成 機 関	備 考
千葉県	
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 千葉支部 千葉職業能力開発促進センター 高度訓練センター (高度ポリテクセンター)	
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 千葉支部 千葉職業能力開発促進センター (ポリテクセンター千葉)	
公益社団法人千葉県情報サービス産業協会	
公益財団法人千葉県産業振興センター	